

4 笠 監 第 9 号
令和4年12月16日

笠置町議会議長 大 倉 博 様

笠置町監査委員 仲北 悦雄

笠置町監査委員 坂本 英人

令和4年第4回12月笠置町議会定例会提出議案に対する意見聴取
について（回答）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第10項の規定に基づき、令和4年12月16日付笠議第61号で照会のありました、令和4年第4回12月笠置町議会定例会提出「議案第35号 権利の放棄の件」につきまして、別紙のとおり回答します。

議案第 35 号 権利の放棄の件に関する意見

和解に係る経過としては次のとおりである。

- 1 裁判所より和解勧告を受けて行政は本訴を取下げることにより同意する。
- 2 このことを議会に上程する。
- 3 議会は、和解により不当利得返還等請求の請求権放棄に関する議決をしようとする場合は、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

この件に関しては、令和 2 年 6 月 3 日付けで指定管理料の返還に関する住民監査請求の提起があり、要件を具備するものとして受理し、監査を経て訴訟の手続きをとるよう行政に勧告した。

これを受けて行政は不当利得返還等請求の訴訟を起こした。被告側はこれに対し損害賠償を求め反訴したことにより裁判が長期化した。また、相手方は既に会社を解散しており現在は清算手続き中であることから、裁判結果に関わらず支払う能力がないことを訴えた。

行政としてはこれ以上裁判を継続しても、債務の負担を課せることができないと判断し、和解を決断した。

監査委員としてこれらの事情は察するが、本訴訟は地方自治法に基づいた適切な行政行為であるとともに、運営事業を行っていない期間の指定管理料の支払い義務はないこと、現在の町の条例では、公共料金は負担しなければ条例違反であり免除はできないことを鑑み、監査委員としては苦渋の判断ではあるが理解しがたい。

今後、行政が対応する必要がある事項としては次のとおりである。

- ① 行政は住民に対し説明し、理解を得ること
- ② 行政運営にあたっては、法令・条例・規則等に沿った事務の適正化を図ること
- ③ 損害賠償額の対処方法
- ④ 公共料金の免除対処

本件に対して、これらの内容を踏まえた上で議会として総合的な判断を求めることとして監査委員の意見とする。

以 上